

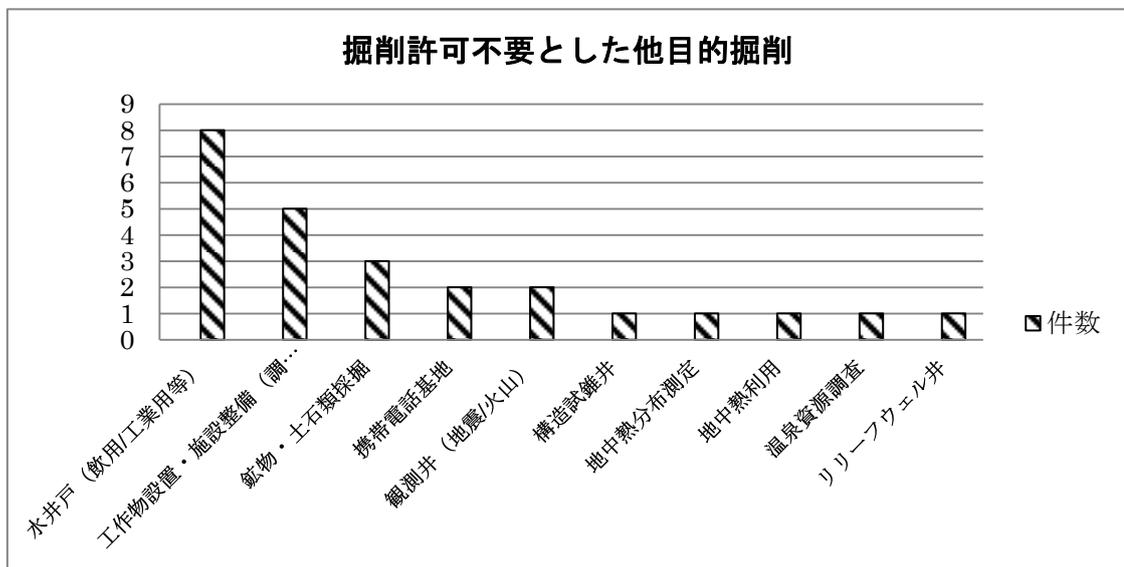
## 都道府県へのアンケート結果 各都道府県の温泉法第3条の運用について

環境省では「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」での指摘を踏まえ、今後の方針を検討するに際し、現状を把握する必要があるとして、同年7月に各都道府県に直近5年程度の温泉法第3条の運用に関するアンケートを行った。

今般、当該アンケートの結果を取りまとめた。

### 他目的掘削の現状について

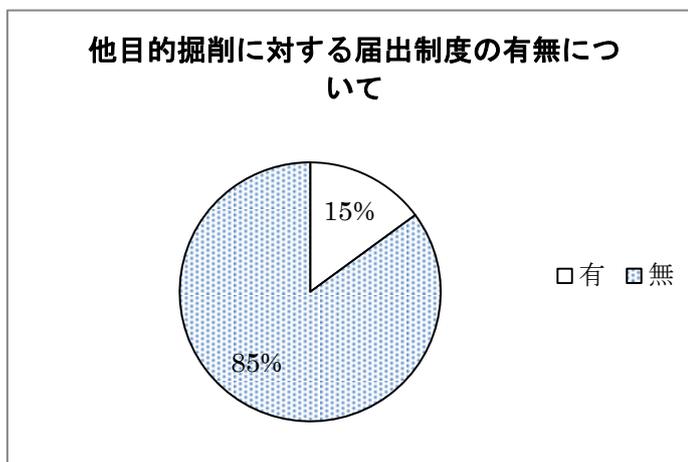
1. 地方自治体において、事前の相談がなされたうえで、他目的掘削として温泉法上の掘削許可が不要であるとした具体的な掘削目的について



※重複回答含

2. 温泉法上における他目的掘削が行われる場合において、何らかの形での届出等を求めているか否か。

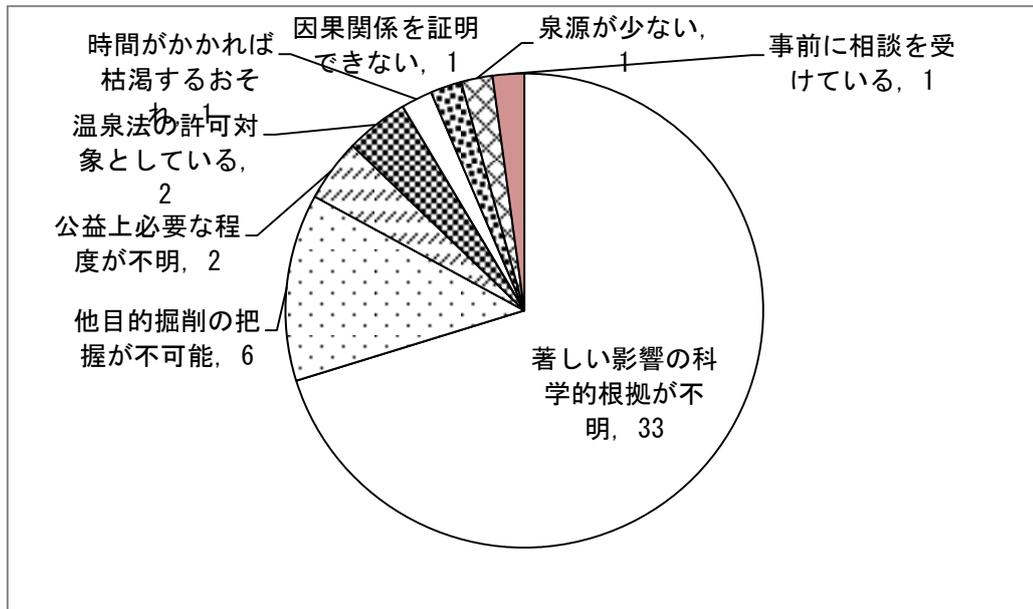
有：7県 無：40県



(根拠)

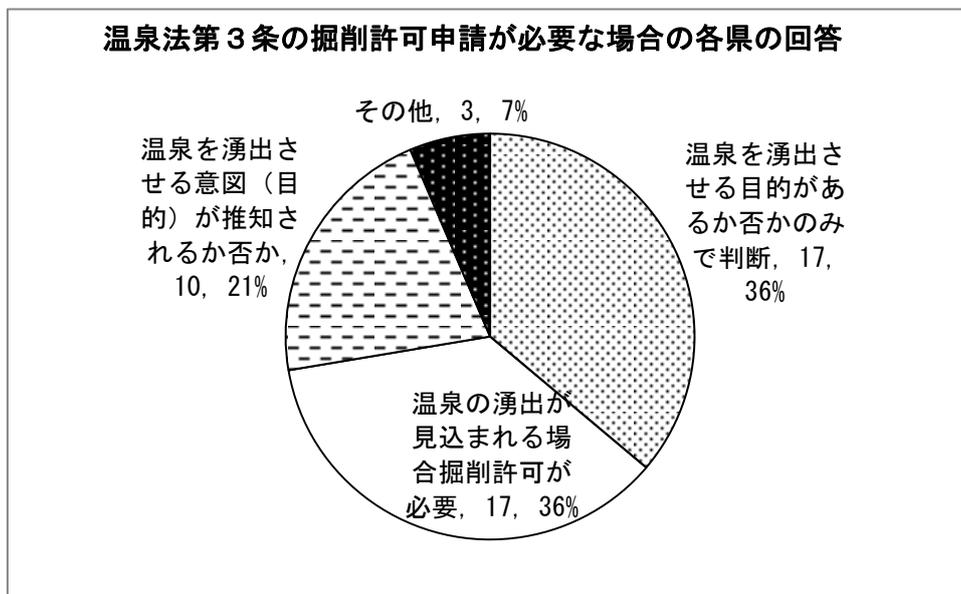
- ・要綱
- ・条例等

3. 他目的掘削への対応として規定されている温泉法第14条の措置命令の適用について、行政処分状況から処分実績がありませんが、適用していない又はできない理由及びその課題解決策について考察をご教示ください。

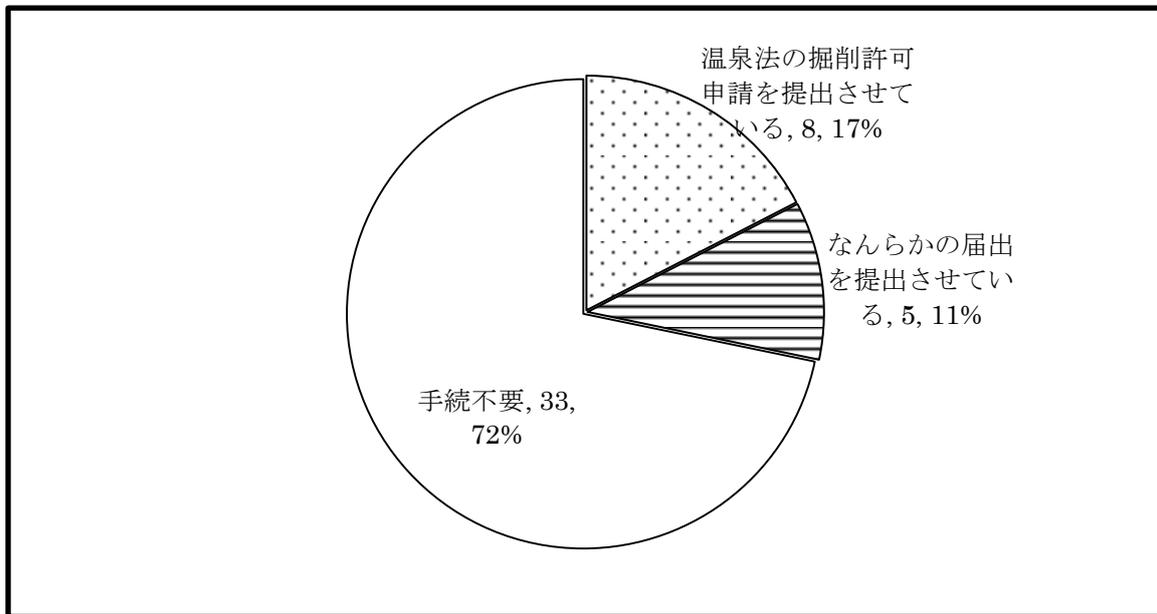


○温泉法に基づく掘削許可の考え方等について

4. 温泉法第3条の掘削許可申請の適用対象範囲を判断するときにおける起点及び考え方の現状。また、特別保護地区等ごとに考え方が異なる場合の措置について。



5. 「温泉の湧出が見込まれる場合」であっても、工作物の設置や鉱物・土石類の採掘などの他目的掘削については、温泉法の適用対象とはならず、掘削許可は一義的には不要であるが、具体的に他目的掘削をどのように処理しているのか。



\*注：回答にあたっては、工作物の設置や鉱物・土石類の採掘であれば手続不要という回答が見受けられたため、工作物設置、鉱物・土石類以外のものを目的とした質問の場合でも同様の回答が得られるかは不明。

6. 地下水採取や保全等に関する自治体の条例等が制定されているか否か。

⇒都道府県が定めた条例：26県

市町村が定めた条例：8県

※主なものとしては、水資源保全条例、公害防止条例、地下水条例等。